

社援援発 0901 第 3 号
令和 8 年 9 月 1 日

各都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局援護・業務課長
(公 印 省 略)

「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」の一部改正に伴う戦傷病者特別援護法の規定に基づく補装具の種目、支給又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準の取扱いについて（通知）

戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）第 21 条第 1 項及び第 3 項に基づき厚生労働大臣が定める補装具の種目、支給又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 25 項及び第 76 条第 2 項の規定に基づく「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 528 号）によることとしているところですが、令和 8 年こども家庭庁・厚生労働省告示第 9 号により同基準の一部が改正され、令和 8 年 8 月 31 日から適用されることとなったことから、本改正に関し、下記のとおり関係通知が発出されております。

つきましては、戦傷病者特別援護法に基づく補装具の支給又は修理事務について、関係通知を踏まえて遺漏なく取り扱われたく、その旨御了知の上、関係機関等に周知願います。

記

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」の一部改正について（令和 8 年 8 月 31 日付け障発 0831 第 1 号・こ支障 240 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長及びこども家庭庁支援局長通知）【別添】